

# 米国のアジア政戦略と「日米同盟」

…「強<sup>つよ</sup>く好<sup>よ</sup>き米国」と「剛<sup>つよ</sup>く善<sup>よ</sup>き日本」…（後編）

金田 秀昭（元護衛艦隊司令官）

（前号より続く）

## (2) 基本的国益とその達成手段

次に、日本の基本的国益とその達成手段について考察する。生存と繁栄は、どの独立国にも共通する最も基本的な存在要件である。とは言え、真の独立性を欠いた「尊厳なき生存」や、実体性に乏しい見せ掛けの「実質なき繁栄」は、まともな国家国民の選択するところではあるまい。「尊厳ある生存」及び「実質ある繁栄」は、独立国たる日本が追求すべき国益として、広く国民の支持を得て選択されるであろう。

更に、日本の置かれた国際的立場を自覚してみれば、国民の意識として、生存と繁栄だけで満足するわけにはいくまい。「日本にしかない」高度な付加価値を持ったもの、世界に広がる「日本らしさ」と言うべきもの、あるいは「日本人」として誇れるものを、日本の国益として求めて行きたいという要求は自然に強まろう。また、国際

社会からの日本への期待があれば、それも受け止めて行かねばならない。これらを勘案すれば、日本が国際的に影響力のある有力国家（以後本稿では「インフルーエンシャル・パワー」と言う。）として追求すべき第3の国益として、日本が発信源となり世界や地域から広く受容される「普及する価値」を置くことが適当である。これは、麻生現首相が、安倍政権の外相当時構想した「自由と繁栄の弧」の中心的哲学となる「共有する価値観」と同根のものである。「尊厳ある生存」とは、独立国として自身の選択により尊厳をもって国家防衛の全きを期すと言うことである。日本の置かれた環境や国力からして、日本が国家防衛としての核抑止力を持たないでも済むと言う状況に無いことは自明である。問題は如何にして核抑止力を持つかと言うことになるが、核抑止力の持ち方として、まず日本独自で核抑止力を含む独自防衛力を構築するということは、当面、有り得ないと言わざるを得まい。

たされている。この2点に限ってみても、今後、見通し得る限り、同盟は機能し続けていくべきであると言えるが、日米双方の、たゆまぬ関係の維持、改善（例えば双務性の改善）の努力を惜しめば、同盟が形骸化する恐れは常にあると承知すべきであろう。

次に「実質ある繁栄」という点に関して言えば、やはり日本は、自分自身の力で持続的に実質ある繁栄を享受できる国際経済システムを創設、構築することはできないであろう。従って、現実的には、日本にとって有利な国際経済システムを維持、発展させることが重要となるのであり、当面は米国の主導する国際経済体制下での共存共栄ということになるのではないか。本年9月中旬に生じた米国大手金融業者の破綻に端を発する国際金融システムの崩壊を一手前前で食い止めるために、G7の行動指針を始め、日米欧や新興国の政府及び中央金融機関の結束が図られつつあるのは、何と云っても10年前の日本の金融危機克

服の経験がものを言っているのであり、ある意味で、国際経済システムの中での日本の底力が発揮、証明されたことになる。

また言うまでもなく、日本にとっては、海洋の自由な利用が「実質ある繁栄」をもたらす基本的な要素となっているため、海上交通路の安全確保は致命的に重要である。日本はグローバル・パワーたる米国や、海洋性インフルーエンシャル・パワーのインド、オーストラリア、西欧諸国などと共に、国際的な海上交通安全確保のための多国間協力において主導性を発揮して行かなければならない。また、この問題は、枯渇しつつあるエネルギーや資源の持続的供給や地球環境保護のための国際的管理という問題とも関連する。日本が真に「実質ある繁栄」を享受するためには、エネルギーや資源の取得や消費に関し、合意され、管理された国際的ルールを確立し、自らはこれを遵守すると共に、他国に対しても厳格に要求していくことが重要となる。このためには、エネルギー

や資源の管理、消費に関する国際的ルールの早期制定に関し、米国を初め、地域・世界の自由民主主義インフルーエンシャル・パワーとの国際協調が重要となってくる。

生存と繁栄という基本的国益に加え、日本が国際社会で、少なくともインフルーエンシャル・パワーとしてあり続けるためには、日本にとって第3の基本的国益、即ち、日本が発信源となり国際社会から広く受容される「普及する価値」を達成することが必要となってくる。第二次世界大戦が終わって既に60年以上が経っている。その間に世界で有数の「経済大国」にはなつたが、相変わらず国連での地位はそれに見合った処遇とはなっておらず、地域においても、「政治」や「安全保障」を含む真の大国としての評価は、十分には受けていない。否、時には有力国家としてすら扱われていない現状がある。洞爺湖サミットではG8主催国として、環境問題では何とか体面を保ったが、その他の面では、主催国の割に

は、影が薄い存在であった。

日本はそろそろ、国際関係や国内問題に関する独自の国家観、国民観を確立し、それを自身の国づくりの強点とすると同時に、国際社会に広く普及させ、それによって構造的にインヒアラントな恩恵を享受するといった好循環を作為する行動に打って出るべきではないか。即ち、国際的安全保障問題において国連の有力な常任理事国候補としての責任ある振る舞いを行い、国連決議に基づく集団安全保障措置や、国連が機能しない場合における日本と価値観を共有する諸国との有志連合への自主的かつ積極的な参加などを行う一方、他国からも広く受容される「普及する価値」に基づき、米国や自由民主主義を標榜するインフルーエンシャル・パワーと協調しつつ、国際政治における規範や国際経済における基準、制度などの確立、普及、定着を基本的国益と見立てて推進することにより、国際社会からの高い評価と恩恵を得るといった戦略を打ち立てるべきである。そして

「普及する価値」を「尊厳ある生存」や「実質ある繁栄」と同様に基本的国益と位置づけ、その達成のために国を挙げて努力していくべきなのである。

現実問題としては、日本的価値観を全体基調とする国際関係規範を確立するのは、現在や近い将来では、ほぼ不可能であろう。しかし当面、自由民主主義を共通の国際関係規範とする国際社会の確立を主導するグローバル・パワーとしての米国を扶助すると同時に、更に日本的価値観を加味した国際関係規範の普及を日本主導で行っていくことは可能であろう。この過程で日本が、他の自由民主主義インフルエンシャル・パワーなどと協調しつつ、米国の独断、独走や不備、不善があればそれを諫止し、自由民主主義の一般的行動原理に基づく国際安全保障協調の推進を主導する姿勢を取ることができれば、他国の共感と尊敬を獲得することが出来よう。

### (3) 日米同盟の意義とわが国の選択

ここまで検討を進めてきたことにより、日米関係においては、グローバル・パワーとしての「強く好き米国 (Strong and Destrivable US)」とインフルエンシャル・パワーとしての「剛く善き日本 (Tough and Reliable Japan)」の補完関係が特に重要であり、その関係が維持されることにより、日米同盟は、米国にとっても日本にとっても好ましいことであるのみならず、自由民主主義を基調とする国際システムの安定的な維持・発展という意味で、基本的には地域社会やあるいは国際社会に對しても、好ましい結果をもたらし得るキープアクターであり続けるであろう。見方を変えれば、長期的に見て、国際社会での「指導者としての地位の岐路」にある米国と、「国家としての盛衰の岐路」にある日本にとつて、日米同盟の維持・強化は緊要であるということでもある。また、日本の国際社会や日米同盟における存在意義が、本稿での検討を進めていくうち、輪郭を明らかにするようになった。

第1は、日本的価値観に基づく「日本らしさ」を發揮し発言・実行する地域・世界のインフルエンシャル・パワーとしての「剛く善き日本」であり、第2に、他のインフルエンシャル・パワーと協調しつつ、グローバル・パワーとしての「強く好き米国」を扶ける頼もしき諫言者であり実行協力者、そして第3に、自由民主主義を共通の価値観とする海洋を紐帯とした国際安全保障における多国間協調の中核となることである。

更に、日米同盟に関連する日本の選択も見えて来る。第1に日米同盟の維持・強化は基本的選択といつて良からう。第2に日米同盟の真の双務性の実現が必要となる。第3に何事によらず、諫言・実行により補完しあう日米の国家関係の構築が重要である。第4に日米と価値観を共有するインフルエンシャル・パワーとの協調関係の強化である。第5に日米と価値観を共有し得る国際社会の形成である。こういったことが日米同盟に関連する日本の選択肢となる。

## 4. 「剛く善き日本」として採るべき防衛方策

これまでの検討を踏まえて、「剛く善き日本」として採るべき具体的な防衛方策について考察して行くこととする。

### (1) 核及び通常抑止

まず日本への侵略抑止については、繰り返して述べてきたとおり、核抑止を如何にするかという問題が始めに出てこよう。即ち、日本が自前で持つのか、米国の核抑止に頼るのか、と言う問題であるが、従来、自前で保有することが適当であるか否かは、北朝鮮の核実験の直後など、日本でも何度か政治の場で議論されることがあったが、その都度、日米同盟の絆の強さを再確認することを結論として、それ以上議論が進展することは無かった。しかし今後、新冷戦の始まりのような国際安全保障構造の大激変、日露・日中関係を含む地域安全保障環境の険悪化、日米同盟関係の不信感を伴う脆弱化、韓国の核保有の動きを含む「C」体制の崩壊などが現実化する

れば、日本でも自前の核保有についての真剣な議論や具体的な検討がなされていくと思われる。もともと、日米同盟や日本自身が、安定的な国際安全保障環境の維持を怠るようなことがあれば、これらの状況が現実化する可能性はあるが、今直ちに、それが現実化するという状況下にはない。

従って、少なくとも当面は、国民の支持を背景とした政治指導者の意志決定さえあれば、日本も直ちに核兵器の生産、保有、運用が可能であるという「潜在技術核抑止態勢」を留保し続けることをアピールしつつ、現状維持、即ち、米国の拡大核抑止に依拠するところが日本にとっての最善の選択肢ということになる。ただこの場合、従来ともすれば曖昧にされていた米国の拡大核抑止の実効性についての確証性を高めておく必要がある。

冷戦時代のソ連の核の脅威の現実性よりも、より切迫した危険、即ち、北朝鮮の核保有

や中国の核兵器の継続的近代化の動きといった現実が、日本に突きつけられるようになっていくからである。今後、米国の対日拡大核抑止問題についての再確認の協議が、日米の外交、防衛の両当局によって進められていくことを大いに期待しているが、その検討過程では、非核三原則についての根本的な見直しの必要性が論じられよう。少なくとも「持ち込ま(せ)ない」の原則については、見直しすべきではないか、と言う議論が当然出てこよう。

一方、自前の核抑止力は持たないにしても、独立国として自前で応分の通常抑止力を持つべきであるという議論は、日本においても根強くある。専守防衛の名の下、日本は通常抑止力としての敵地攻撃能力を持たない政策をとり続けてきた。そして核抑止と同様事実上全面的に、米軍にその機能を委ねて来たのである。従来、日米安全保障条約の下

では、日本の防衛のために必要な場合、米国が敵基地(策源地)攻撃を行使する役割を担うとされてきた。例えば、現行の「日米防衛協力のための指針」においても、日本が弾道ミサイル防衛を実施する場合について、「自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル防衛に対応するため密接に協力し調整」し、「米軍は、必要に應じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する」とされており、敵の弾道ミサイル基地に対する攻撃のための行動が必要な場合は、これを米国が実施することとされている。

米国自身は、既に述べたように、報復能力に基盤を置く懲罰的抑止戦略だけでは抑止されないケースも多分に想定されるとして、新たな拒否的抑止戦略の下で、核・通常の両兵器および攻撃・防衛の両手段を組み合わせることによって、抑止効果、ならびに抑止失敗時の対処能力を高めようとしている。こうした新たな

安全保障環境下においては、日本としても、拡大核抑止ともかく、冷戦期のように米国の通常型の拒否能力(敵基地攻撃能力)に過度に依存するのではなく、日米共同対処を前提としつつも、自身で応分の通常型拒否能力を保有し、それらの武器体系を含めた新たな戦略や戦術を構築することが必要となる。

仮にわが国領域(在日米軍施設等を含む)への弾道ミサイルなどによる攻撃が行なわれる場合、日米は共同により防衛作戦を実施することとなっている。しかし今後の国際安全保障環境を見れば、わが国領域付近において、所在米軍が常にこういった攻撃に対する抑止効果を發揮し、あるいは攻撃の兆候を認めた場合はこれに即応して攻撃を未然に阻止するための先制攻撃を加え、また攻撃された後は以後の攻撃を阻止するために敵基地を攻撃する、といった態勢を常時確保しておくことは相

当に困難となるであろう。また、それ以前に、他地域での大規模事態が発生した場合などにおいて、在日米軍の打撃部隊が急派され、所在の攻撃兵力が一時的にせよ不在または不足となる場合も生じよう。更には、日米の立場の違いから、米国が攻撃兵力として機能することを躊躇う場合も生じよう。

こういった事を考えれば、わが国領域への弾道ミサイルなどによる攻撃への「拒否的抑止力」の一部として、日本自らが一定規模の反撃能力を自らも保持しておくことは、わが国防衛上、在日米軍関連施設の防護も含め、有益である。この際日本が保有する能力については、米軍の前方展開体制と深く関連することから、日米間の十分な協議が必要であることは言うまでもない。日本が持つ武器体系としては、トマホークのような精密巡航ミサイル、空自のストライキンング・パッケージなど

となるが、何れにせよその性質からして、「政治的に完全なコントロール」が可能である通常型の精密戦術武器体系となる。

国際情勢は、数年前の日米「2+2」協議が終わった後も大きく動いている。日本政府は、地域の安全保障環境の変化を見極め、日本が国力・国情に合う形で通常型の拒否能力を持つ必要が生じてきたことを確認しつつ、今後の日米「2+2」協議などの場、米国とのRMC（役割・任務・能力）についての再協議を行う必要性が生じてきたと認識すべきである。

## (2) 米国への侵略抑止

次に米国への侵略抑止という観点ではどうか。日米同盟として考えれば、日本は集団的自衛権の行使の問題を検討していかねばならない。このことは、弾道ミサイル防衛では切実な問題となっており、集団的自衛権の行使

に関しては、近年、政治や評論の分野で、憲法の解釈変更又は憲法改正により、一定の条件下において集団的自衛権の行使を可能にすることが、

日本の安全保障、日米同盟関係の維持・強化、及び国際平和のための責務遂行と言った観点から有益であるという主張が高まっている。日本が集団的自衛権の行使を可能とすることが明示されれば、この問題は解決する。しかしながら、解釈変更や憲法改正が実現するまでには一定の時間を要する。それでは、現在の憲法解釈や法体系の下で、日米同盟と集団的自衛権の行使との関係において、日本は、自身の防衛行動をどこまで行うべきなのか。ここでは、弾道ミサイル防衛を例にとつて考えてみる。

まず、日本の領域内にある米軍や在日米軍基地に対する弾道ミサイル攻撃については、日本の領域に飛来する弾道ミサイルに対する個別的自衛権

の実力行使として、日本がミシシステムを用いて迎撃することが可能である。また、日本周辺に展開中の米軍に対する弾道ミサイル攻撃については、飛来する弾道ミサイルの着弾予想地点が、付近に展開中の自衛隊部隊や航行中の日本船舶などに着弾する可能性があると考えられる場合は、これらに被害が及ぶのを防ぐために、日本が個別的自衛権としてBMDシステムにより迎撃することは当然のことであり、憲法（解釈）違反とはならないと考えられる。

一方、米国本土に向かう弾道ミサイルは、中国大陸や朝鮮半島方面から発射された場合、日本上空を飛翔する軌道を通る可能性は高くない。しかし、米国領のハワイやグアムに向かつて朝鮮半島から弾道ミサイルが打ち込まれるような状況下では、日本の上空を通過する可能性は高い。このような場合に、日本は手を出せるのか。

ここで弾道ミサイル防衛と集団的自衛権の行使との関係において、見過ごしてはならないことがある。それは、日本は独自には核抑止力を保有せず、日米同盟の下、米国の拡大核抑止に依存してきており、これが今後変わらない状況にあると想定すると、米国の拡大核抑止の根拠地となっている米国土は固より、重要な戦略核基地でもあるハワイやグアムが、長射程弾道ミサイルによる核攻撃に晒される可能性が生じるとすれば、それは取りも直さず日本への米国の拡大核抑止効果が損なわれることを意味するということである。ハワイやグアムも含めて米国に向かうことが明らかな長射程弾道ミサイルを、日本のBMDシステムにより探知、追尾し、迎撃することが物理的に可能である場合、状況によっては、これを撃破することを法制上も可能とする

ことは、核弾道ミサイル攻撃に対する米国の損害限定能

力を補完することとなり、日本に提供される拡大核抑止の信憑性や信頼性を高めることに繋がるということ認識しなければならぬ。

一方、米国が関与する地域や世界への侵略抑止という問題もある。既に述べてきたことであるが、米国は日米同盟を単なる日本の防衛から地域的な安定のための公共財として位置づけるようになってきている。この傾向は、オバマ政権においても、より強調されるであろう。

例えば、今後、グルジア問題などのような局面での対米協力は、状況によっては、わが国の集団的自衛権の行使ではなく、集団安全保障措置としての寄与を考えていかねばならない場合も生じてこよう。しかし集団安全保障措置は国連が関与していることが前提となるので、国際社会からの軍事的関与を求める決議を議論しても、常任理事国が当事者である場合は、安保理で拒

否権を発動するということが予想される。そういった場合には、国連憲章の下での集団安全保障措置とはならないのであり、国連が機能しなければ、日本単独でも、自立的に判断、行動し、あるいは他のインフルーエンシャル・パワーなど有志諸国との協同により行動するという判断力や実行力を身につけることが必要になってくる。

### (3) 防衛計画の大綱の改訂

2004年に改訂された現行の防衛計画の大綱（「16大綱」）では、9・11テロ以降の国際安全保障環境の変化、地域における中国の軍事的台頭や、不安定要因となつている北朝鮮の動向などの情勢認識を踏まえ、安全保障の基本方針として「わが国の防衛」と「国際環境の改善」という二つの目標、及びこれらを実現するための「わが国自身の努力」、「日米安全保障体制」と「国際社会との協力」とい

う三つのアプローチを掲げた。その上で、防衛力のあり方や具体的体制（別表）を示しているが、情勢認識や安全保障の基本方針と防衛力の具体的体制の間には論理的帰結性が乏しいとして、早期改訂を望む声があつた。また16大綱以降、国際・地域・周辺の安全保障環境の情勢変化には著しいものがあり、また日米同盟関係や日本の国内情勢についても変化が認められる。

これらを踏まえ、防衛省は08年9月、現防衛計画大綱（「16大綱」）改訂のための検討会議の初会合を開催し、来年夏までに防衛省案をまとめ、首相官邸に近く設ける有識者会議に報告することを決め、来年末には修正した大綱が、閣議決定される運びとなつた。会合で林防衛大臣（当時）は「我が国周辺の情勢など様々な変化を踏まえ、どのような修正が必要かを検討する」と指示した。

防衛計画の大綱の改訂に際

しては、わが国の国益を確保するため、米国の拡大核抑止の確証や、地域や地球規模の日米海洋共同防衛の双務性向上といった基本的課題への取り組みを初め、日本自身が通常型の拒否能力を保持し、抑止が破れた場合においては米軍勢力との共同により、攻撃防衛の両面に対処する能力を保有するなど、日米共同対処の抜本的な構造改革が求められる。一方、新大綱が念頭に置く新たな戦略環境の下、新大綱で求めるべき自衛隊の兵力構成変革の重点として、例えば、宇宙の防衛利用、防空

弾道・巡航ミサイル防衛、広域海上・SLOC・離島防衛、陸上兵力即応・機動展開、広範な国際協力活動などを挙げる事が出来る。これらの伝統領域に加え、サイバー攻防戦機能など、非伝統領域も今後の防衛力整備目標の核心となつてこよう。この場合に特に重要なことは、一般の防衛省改革案の主要な柱の一つとなつ

ている「防衛資源の全体最適化」の観点からして、陸海空自衛隊の定員（人員）や予算の割合のような言わば「聖域」化、固着化した点についても、当然抜本的に見直していくべきであると言ふ点である。

これら新大綱の構想を万全のものとするため、新大綱では自衛隊の「統合」運用体制の強化と同時に、日米「共同」運用体制の強化が求められよう。今後は更に、国内的には、自衛隊の能力を補完する汎国家的な「総合」安全保障体制の整備への着手が具体的に要求され、国際的には、日米同盟を基軸とする汎地域的な「連合」安全保障情報共有体制への積極的な参画が求められていくこととなる。

一方、これらの機能の整備を追求するに当たっては、自衛隊自身の侵略対処能力に限せず、自衛隊が保有する各種機能と、関係省庁、地方自治体などの関連機能を効率的、有機的に総合化するため、自

衛隊基軸の多元、精密、高速、広域C4ISR（宇宙、空中、洋上、水中、陸上）の整備が必要となつてこよう。こういった汎地域・国家規模のC4ISRの一例として、海洋領域状況認識（MDA：Maritime Domain Awareness）及び国土総合防空

（ABCD：Air Ballistic and Cruise missile Defense）システムを挙げることが出来る。広域海洋防衛のベースとなるMDAは、海上保安庁など関係省庁の保有する船舶航行情報などを取り込みつつ、わが国周辺海域における海洋領域の状況認識を国内的に共有するものであり、全地域、地球規模のMDAへの発展を目指して米海軍が提唱しているC5I構想にも一致するものである。

国土総合防空（ABCD）は、同様に国交省航空局など関係省庁が保有する航空交通情報などを取り込みつつ、わが国領域周辺における一般防空、弾道ミサイル防衛、巡航ミサイル防衛についての情報を総

合化し、国土総合防空に役立てようとする構想である。またこれらの体制整備は、将来的に、米国を介した地域や地球規模での有志諸国との情報共有の基盤ともなるものである。

## おわりに

同盟は、国家と国家の関係であり、どちらか一方が同盟の維持に積極的な意義を見出せないようになってきたら、同盟は破綻する。その時々々の国際安全保障環境は、一時と雖も過去と同じではなく、同盟の意義は、当事国間で常に確認され続けなければならない。明治維新後、第2次世界大戦の敗戦に至る日本の盛衰が、日英同盟の成立、解消と無縁ではなかったという事実を、我々は忘れてはならない。戦後の半世紀、日米同盟はその時々々の国際安全保障環境に相応しい形で、機能し、維持されてきた。見通し得る将来も、日本は、日本に相応しい

**海洋戦略に関する懸賞論文募集**  
水交会 研究委員会

国益を守るために、日米同盟を意味あるものとして、維持活用していかねばならない。そのためには、グローバル・パワーとしての「強く好き米国」と、インフルーエンス・パワーとしての「剛く善き日本」が、国際的な政治、経済、安全保障課題といった局面で、相互に補完し合う必要がある。そして日米同盟の維持、発展こそが、自由民主主義の価値を基調とする両国の国益の達成にとって最大、最強の基盤を与えらるとともに、両国関係のみならず、広く地域や国際社会の安定にも役立つということ、あらゆる機会を利用して、米国側に向けて発信し続けていくべきである。

(完)

編注Ⅱ本稿は(社)安全保障懇話会の「安全保障を考える(第642号)」に発表した論文を同会の了解を得て、一部転載したものである。

水交会では、海洋安全保障に関する調査研究および同普及啓蒙を活動の主要テーマの一つとしておりますが、平成21年度研究活動の一環として、わが国の海洋戦略に関する論文を募集することと致しました。

募集要領は次のとおりです。水交会会員だけでなく、広く一般の方々からの応募を期待しております。

**募集要領**

**1 論文項目**

主題 「わが国の海洋戦略について」

おおむね十年後のわが国を巡る国際情勢を展望し、わが国がとるべき海洋戦略について論述するものとし、内容はわが国の海洋基本法に捉われない自由な発想によるものとする。

副題 自由

**2 応募資格**

制限はありません。

**3 募集期間**

平成21年4月1日(水)～9月30日(水)

最終日の消印有効

**4 論文枚数等**

- (1) A4和文横書き(ワープロ) 1行40字  
36行で7枚以内(表紙を除く)

- (2) 論文は未発表のものであること。  
原稿は原則として返却しません。

- 版權は(財)水交会に属します。
- (3) 表紙に表題(テーマ)、氏名(ふりがな)年齢、住所、電話番号を記入
- (4) メールへの添付、あるいは郵送で水交会研究委員会あて送付

**5 賞**

最優秀作一編(賞状と副賞10万円)  
優秀作 一編(賞状と副賞5万円)

佳作 三編(記念品) を贈呈

**6 審査委員等**

委員長：佐久間一

審査委員：阿川尚之、岡崎久彦、林崎千明、影山好一郎、山崎眞、秋元一峰

**7 発表及び表彰式**

- (1) 審査結果は入選者のみ通知します。
- (2) 表彰式は、最優秀作及び優秀作について平成22年3月末に水交会で実施します。

表彰式に出席される場合の本人の宿泊費(一泊)と往復旅費(国内)を負担します。

**8 論文送付先および問い合わせ先**

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前一、五、三

(財)水交会 研究委員会

電話 03-3403-1491

FAX 03-3403-8503

Eメールアドレス 下枠に示します。